

県税の課税免除・不均一課税制度の改正

三重県

県税（法人事業税・個人事業税・不動産取得税など）の課税免除・不均一課税の制度が、令和7年4月1日から次のとおり改正されました。

1. 適用期限の延長

区分		改正前	改正後
半島振興法	不均一課税	令和7年3月31日まで	令和9年3月31日まで 2年延長
離島振興法	課税免除	令和7年3月31日まで	令和9年3月31日まで 2年延長

2. 対象事業の一部除外

半島振興法及び離島振興法に基づく税制特例措置の対象業種について、一部事業が除外されます。

区分	改正前	改正後
半島振興法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ 情報サービス業等（情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンターに係る事業） ・ 農林水産物等販売業 ・ 旅館業（下宿営業、風俗関連営業に該当する事業を除く。） 	対象事業からコールセンター及び市場等に関する調査の業務並びにその業務により得られた情報の整理等の業務に係る事業を除外
離島振興法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ 情報サービス業等（情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンターに係る事業） ・ 農林水産物等販売業 ・ 旅館業（下宿営業、風俗関連営業に該当する事業を除く。） ・ 個人が行う畜産業、水産業、薪炭製造業 	

制度について、詳しくは「県税の課税免除・不均一課税の手引き」をご覧ください。